第７表　事業所別調査結果

（ 家族手当の支給状況 ）

■ 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

項目＼企業規模			規模計	1,000人以上	100人以上1,000人未満	50人以上100人未満
			%	%	%	%
家族手当制度がある			**61.5**	61.3	63.1	50.4
	配偶者に対する家族手当を支給する		**(55.9)**	(40.9)	(76.1)	(78.9)
		配偶者の収入による制限がある	**[89.1]**	[89.4]	[88.7]	[89.6]
		収入制限の額 103万円	**< 45.0 >**	< 41.7 >	< 47.7 >	< 44.9 >
		収入制限の額 130万円	**< 33.6 >**	< 28.2 >	< 36.6 >	< 46.3 >
		収入制限の額 150万円	**< 6.7 >**	< 11.2 >	< 3.8 >	< 0.0 >
		収入制限の額 その他	**< 14.7 >**	< 18.9 >	< 11.9 >	< 8.8 >
		配偶者の収入による制限がない	**[10.9]**	[10.6]	[11.3]	[10.4]
	配偶者に対する家族手当を支給しない		**(44.1)**	(59.1)	(23.9)	(21.1)
家族手当制度がない			**38.5**	38.7	36.9	49.6

(注) 1　(　)内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
　　2　[　]内は、配偶者に対する家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
　　3　<　>内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

■ 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直す予定又は見直すことについて検討中	見直しの内容					税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	見直す予定はない（検討も行っていない）
	手当を廃止	手当額の減額	手当額の増額	その他	未定		
%	%	%	%	%	%	%	%
20.5	(38.8)	(12.9)	(3.3)	(1.4)	(43.6)	**8.3**	**71.2**

(注) 1　配偶者に対する家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
　　2　(　) 内は、配偶者に対する家族手当を見直す予定がある又は見直すことについて検討中の事業所の従業員数の合計を100とした割合である。